

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 一般的な事務処理</p> <p>III-1-6 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係）【共通】</p> <p>(1) 災害地における金融上の措置</p> <p>（略）</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 手形交換、休日対応等に関する措置</p> <p>系統金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、系統金融機関の休日対応又は平常時間外の対応についても適宜配慮することを要請する。</p> <p>また、窓口における対応ができない場合であっても、<u>ATM</u>等において預貯金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する。</p> <p>④ 業務休止等における対応に関する措置</p> <p>系統金融機関において、窓口業務休止等（以下「業務休止等」という。）の措置を講じた店舗名等及び継続して<u>ATM</u>等を稼動させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により利用者に周知徹底するよう要請する。</p> <p>(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p><u>南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法</u>（平成14年法律第92号）第4条に基づき作成された「南海ト</p>	<p>III 系統金融機関の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>III-1 一般的な事務処理</p> <p>III-1-6 災害における金融に関する措置（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法関係）【共通】</p> <p>(1) 災害地に対する金融上の措置</p> <p>（略）</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ 手形交換、休日対応等に関する措置</p> <p>系統金融機関において、災害時における手形交換又は不渡処分、系統金融機関の休日対応又は平常時間外の対応についても適宜配慮することを要請する。</p> <p>また、窓口における対応ができない場合であっても、<u>現金自動預貯払機</u>等において預貯金の払戻しを行う等、被災者等の便宜を考慮した措置を講ずることを要請する。</p> <p>④ 業務停止等における対応に関する措置</p> <p>系統金融機関において、窓口業務停止等（以下「業務停止等」という。）の措置を講じた店舗名等及び継続して<u>現金自動預貯払機</u>等を稼動させる店舗名等を、速やかにポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、利用者に周知徹底するよう要請する。</p> <p>(2) 南海トラフ地震の事前避難対象地域内外における金融上の諸措置</p> <p><u>南海トラフ地震防災対策推進基本計画</u>により国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>ラフ地震防災対策推進基本計画」により、国は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の<u>払い戻し</u>、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、信用事業における事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、系統金融機関に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① 事前避難対象地域（注1）内に本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所を置く系統金融機関の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>（注1）「事前避難対象地域」とは、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」（以下「南海トラフ地震ガイドライン」という。）に規定する「事前避難対象地域」を指す。当該「事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域。住民事前避難対象地域と高齢者等事前避難対象地域を合わせた地域。」と規定されている（注2、注3）。</p> <p>（注2）「住民事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「住民事前避難対象地域」を指す。当該「住民事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用</p>	<p>報（以下「巨大地震警戒」という。）が発表された場合における預貯金の<u>払い戻し</u>、平常時間外営業等金融機関がとるべき措置についての指導方針等を定めることとされている。</p> <p>ただし、信用事業における事務処理については、機械化とその無人サービス網の普及等により、地域的に分断して対応することが困難であることから、南海トラフ地震への対応については、現地における資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、系統金融機関に対し、利用者及び職員の安全に十分配慮した上で、以下に掲げる措置を適切に運用するものとする。</p> <p>① 事前避難対象地域内に本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所を置く系統金融機関の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている。</p> <p>(注3)「高齢者等事前避難対象地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「高齢者等事前避難対象地域」を指す。当該「高齢者等事前避難対象地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「事前避難対象地域のうち、市町村が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域。」と規定されている(注4)。</p> <p>(注4)「要配慮者」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「要配慮者」を指す。当該「要配慮者」は、同ガイドライン中「用語集」において、「平成25年6月に改正された災害対策基本法において定義された「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」のこと。」と規定されている。</p> <p>ア 住民事前避難対象地域内の対応</p> <p> a 南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、住民事前避難対象地域内において、巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令され次第、業務休止の措置を講じる予定の店舗及びATM等については、利用者に対してポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により平時から予め周知することが望ましい。</p> <p> b 業務時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、系統金融機関において、住民事前避難対象地域内に所在する本所・本店、支所・支店</p>	
	(新設)
	(新設)
	(新設)
	(新設)
	ア 業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、系統金融機関において、本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所の窓口における業務は普通預貯金(総合口座を含む。以

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(事務所) 等の事業所の窓口及びATM等における普通預貯金(総合口座を含む。以下同じ。)の払戻業務以外の業務は<u>休止するとともに</u>、その後、店頭の利用者の輻輳状況等を的確に把握し、平穏裡に窓口及びATM等における普通預貯金の払戻業務も<u>休止し</u>、併せて、<u>窓口及びATM等における業務休止の措置を講じた旨を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により利用者に周知徹底する</u>よう要請する。</p> <p>(削除)</p>	<p>下同じ。)の払戻業務以外の業務は<u>停止するとともに</u>、その後、店頭の利用者の輻輳状況等を的確に把握し、平穏裡に窓口における普通預貯金の払戻業務も<u>停止し</u>、併せて、<u>窓口業務停止の措置を講じた旨を取引者に周知徹底する</u>よう要請する。ただし、この場合であっても、同地の日本銀行本支店や警察等と緊密な連絡を取りながら、現金自動預貯払機等において預貯金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に<u>極力支障を來さない</u>ような措置を講ずることを要請する。</p> <p>イ 業務停止等並びに継続して現金自動預貯払機等を稼動させる店舗名等を取引者に周知徹底させる方法は、系統金融機関において、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載するよう要請する。</p> <p>ウ 休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から避難指示が発令された場合には、発災後の金融業務の円滑な遂行の確保を期すため、系統金融機関において窓口及びATM等における業務の開始又は再開は行わないよう要請する。</p> <p>（削除）</p> <p>エ その他</p> <p>ア 巨大地震警戒に伴う避難指示の措置が解除された場合には、系統金融機関において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。</p> <p>イ 発災後の系統金融機関の応急措置については、事業所又はATM等が業務を休止している間を除き、上記「(1) 災害地における金融上の措置」①から③に基づき、適時、的確な措置を講ずることを要請する。</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>な措置を講ずることを要請する。</p> <p>イ <u>高齢者等事前避難対象地域内の対応</u></p> <p>a <u>高齢者等事前避難対象地域内において、業務時間中に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、系統金融機関が高齢者等事前避難対象地域内に所在する本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所の窓口又はATM等における業務を休止する場合（注）には、まず普通預貯金の払戻業務以外の業務を休止することとし、その後、店頭の利用者の輻輳状況等を的確に把握し、平穏裡に窓口又はATM等における普通預貯金の払戻業務も休止し、併せて、窓口又はATM等における業務の休止・継続の状況を、ポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により利用者に周知徹底するよう要請する。</u></p> <p><u>(注) 例えば、事業所における職員が要配慮者等に該当したり、要配慮者等の避難を補助するため職員が業務に従事できなくなったりするなど、高齢者等避難の発令により業務継続に必要な体制を確保できない場合などが考えられる。</u></p> <p>b <u>休日、開店前又は閉店後に巨大地震警戒の発表に伴い市町村から高齢者等避難が発令され、系統金融機関において事業所の窓口又はATM等における業務を休止する場合には、当該系統金融機関が発災後の金融業務の円滑な遂行を確保できると判断するまでは、業務の開始又は再開は行</u></p>	(新設)

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p><u>わないよう要請する。</u></p> <p><u>c 巨大地震警戒に伴う高齢者等避難が解除された場合には、系統金融機関において、可及的速やかに平常の業務を行うよう要請する。</u></p> <p><u>d 発災後の系統金融機関の応急措置については、事業所又はATM等が業務を休止している間を除き、上記「(1) 災害地における金融上の措置」①から③に基づき、適時的確な措置を講ずることを要請する。</u></p> <p>② 事前避難対象地域外 <u>(南海トラフ地震防災対策推進地域(注)内に限る。以下②において同じ。)</u>に本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所を置く系統金融機関の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p><u>(注)「南海トラフ地震防災対策推進地域」とは、南海トラフ地震ガイドラインに規定する「南海トラフ地震防災対策推進地域」を指す。当該「南海トラフ地震防災対策推進地域」は、同ガイドライン中「用語集」において、「南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域」と規定されている。</u></p> <p>ア 業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、系統金融機関において、事前避難対象地域内にある系統金融機関の本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所向けの手形取立等の手形交換業務を<u>休止するとともに、その旨を店頭に掲示し、利用者の協力を求めるよう要請する。</u></p> <p>イ <u>南海トラフ地震ガイドラインの規定を踏まえ、系統金融機</u></p>	<p>② 事前避難対象地域外に本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所を置く系統金融機関の巨大地震警戒発表時における対応について</p> <p>(新設)</p> <p>ア 業務時間中に巨大地震警戒が発表された場合には、系統金融機関において、事前避難対象地域内にある系統金融機関の本所・本店、支所・支店(事務所)等の事業所向けの手形取立等の手形交換業務<u>については、その取扱いを停止させるよう要請し、併せて当該業務の取扱いを停止することを店頭に掲示し、利用者の協力を求めるよう要請する。</u></p> <p>イ 系統金融機関において、事前避難対象地域内の本所・本店、</p>

系統金融機関向けの総合的な監督指針 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>関において、事前避難対象地域内の本所・本店、支所・支店（事務所）等の事業所が業務<u>休止</u>の措置をとった場合であっても、事前避難対象地域外の本所・本店及び支所・支店（事務所）等の事業所<u>並びにA TM等</u>については、<u>居住者等の日常生活に極力支障を来さないよう、原則として平常どおり業務を行うとともに、その旨をポスターの店頭掲示や新聞・インターネットのホームページへの掲載等の手段により利用者に対して周知徹底する</u>よう要請する。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>支所・支店（事務所）等の事業所が業務<u>停止</u>の措置をとった場合であっても、<u>当該業務停止の措置をとった</u>事前避難対象地域外の本所・本店及び支所・支店（事務所）等の事業所については、平常どおり業務を行うよう要請する。</p> <p>(3) (略)</p>

附 則

この通知の改正は、令和〇年〇月〇日から適用する。